【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年９月24日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　萩野　琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	佐藤　直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・プライム・インカム・コレクション（ヘッジ70）毎月分配型 ピクテ・プライム・インカム・コレクション（ヘッジ70）資産形成型
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	ピクテ・プライム・インカム・コレクション（ヘッジ70）毎月分配型： ２兆円を上限とします。 ピクテ・プライム・インカム・コレクション（ヘッジ70）資産形成型： ２兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年５月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について、信託終了(繰上償還)予定に伴い、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するものであります。

Ⅱ【訂正箇所及び訂正事項】

（下線部＿＿＿＿＿は訂正箇所を示します。）

第一部【証券情報】

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

2021年５月21日から2021年11月19日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

＜訂正後＞

2021年５月21日から2021年11月19日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

※ファンドは信託終了(繰上償還)を予定しており、当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、ファンドの購入申込みの受付けは2021年10月29日までといたします。詳しくは、後記「第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　１ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格」中の「信託終了(繰上償還)予定のお知らせ」をご覧ください。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜前略＞

＜訂正前＞

③　ファンドの特色

＜中略＞

c　毎月分配型と資産形成型をご用意しました

＜中略＞

［収益分配金に関する留意事項］

＜中略＞

○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

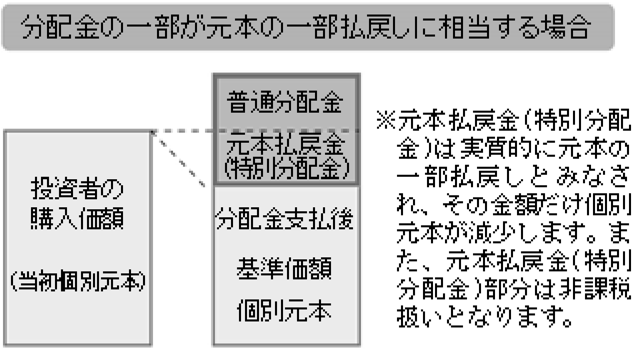

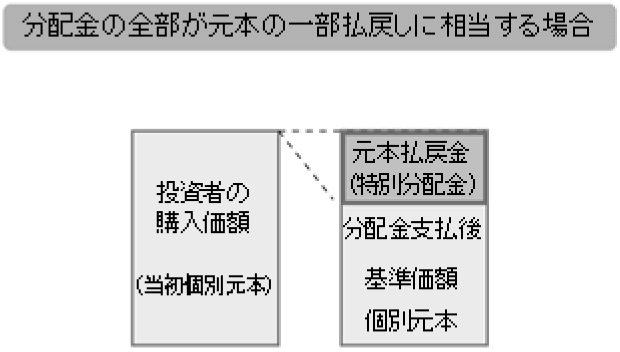

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「４手数料等及び税金　(５)課税上の取扱い」をご参照ください。

＜訂正後＞

③　ファンドの特色

＜中略＞

c　毎月分配型と資産形成型をご用意しました

＜中略＞

［収益分配金に関する留意事項］

＜中略＞

○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

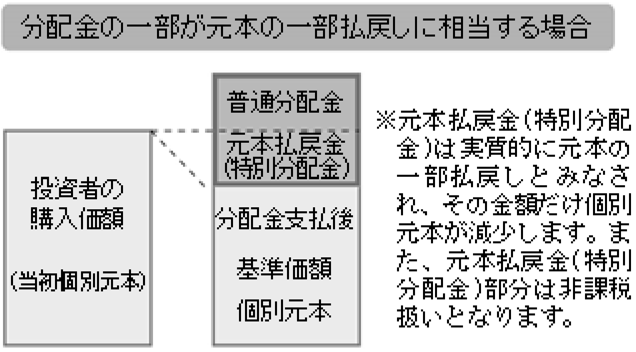

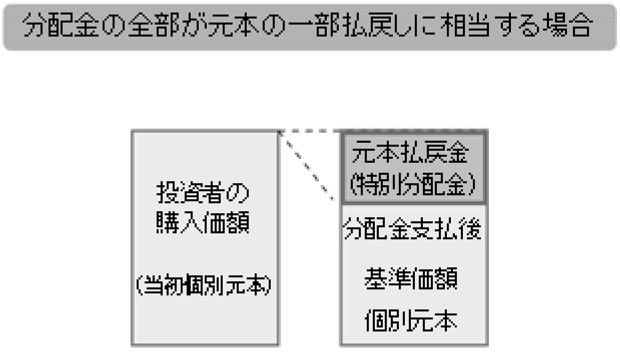

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後掲「４手数料等及び税金　(５)課税上の取扱い」をご参照ください。

[信託終了(繰上償還)予定のお知らせ]

本書により募集を行います「ピクテ・プライム・インカム・コレクション(ヘッジ70)毎月分配型」および「ピクテ・プライム・インカム・コレクション(ヘッジ70)資産形成型」につきましては、信託終了(繰上償還)を以下のとおりに予定しております。ご投資者の皆様におかれましては、信託終了(繰上償還)予定の内容をご確認のうえ、ファンドの購入申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

■信託終了(繰上償還)理由
各ファンドにつき、受益権口数が投資信託約款に定められた口数(10億口)を下回っているため、投資信託約款の規定に基づき信託を終了するものです。

■信託終了(繰上償還)予定日
2021年11月18日

※信託終了(繰上償還)は、書面決議によりその可否を決定いたします。当該書面決議の議決権の行使は、2021年９月28日時点の受益者の皆様(2021年９月24日までに取得申込みが受付けられた方)を対象とし、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上の賛成により可決されます。この場合、2021年11月18日に信託終了(繰上償還)を実施する予定です。
また、上記の議決権数による賛成を得られず、書面決議が否決された場合は、信託終了(繰上償還)は行いません。

※2021年９月28日を過ぎて取得した受益権につきましては、前記の議決権行使の権利はございませんのでご了承ください。

※ファンドの運用は、信託財産の規模および残存期間等により委託会社が運用上必要と判断した際には、コール・ローン等の金融商品で運用する場合があります。なお、前記金融商品で運用を行っている場合においても、金融市場の動向やファンドに係る信託報酬・費用等の影響により基準価額は変動します。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、ファンドの購入申込みの受付けは2021年10月29日までといたします。

＜後略＞

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

（３）【信託期間】

＜訂正前＞

信託期間は、2013年２月28日(当初設定日)から2023年１月19日までです。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

＜訂正後＞

信託期間は、2013年２月28日(当初設定日)から2023年１月19日までです。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

※ファンドは信託終了(繰上償還)を予定しており、当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、信託期間は2021年11月18日までとします。詳しくは、前記「第二部ファンド情報　第１ファンドの状況　１ファンドの性格　(１)ファンドの目的及び基本的性格」中の「信託終了(繰上償還)予定のお知らせ」をご覧ください。